

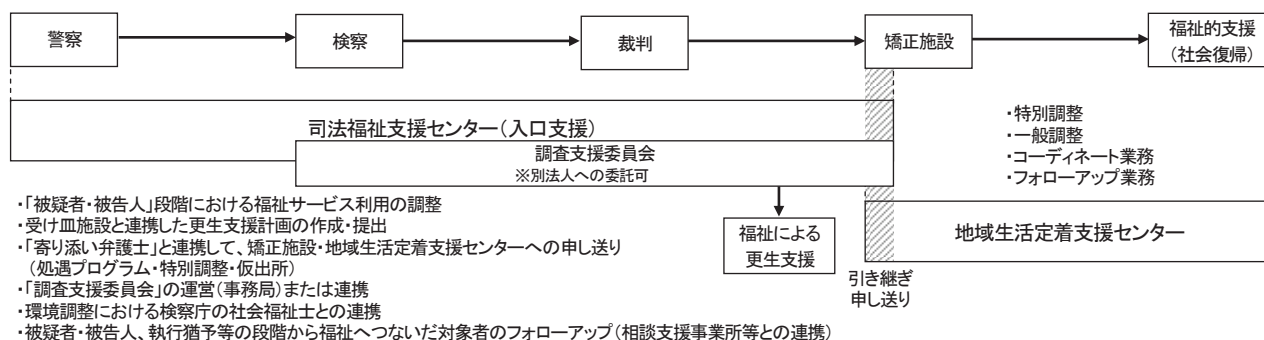
# 1. 「被疑者・被告人」の支援を行う 「司法福祉支援センター」(入口支援)

## 役割

- ・弁護士/検察官、更生保護・福祉・医療機関等から依頼のあった「捜査・公判段階(被疑者・被告人)」及び既に「微罪処分・不起訴処分・罰金刑・執行猶予」等となった障がい者・高齢者について、改善・更生に向けた適切な環境や福祉の手立てを整え、円滑な社会復帰につなげる。
- ・地方検察庁に設置される「社会復帰支援室」との連携により、福祉的支援の調整等を行う。
- ・「調査支援委員会」の事務局業務を担う。(別法人への委託も可)
- ・矯正施設からの退所者支援(「出口」支援)を行う地域生活定着支援センター、被疑者・被告人、執行猶予等となった障がい者等の支援(「入口」支援)を行う「司法福祉支援センター」と明確に役割を分担することで、「入口」から「出口」まで一貫した福祉的支援が可能になる。

## 運営主体

- ・都道府県及び法務関係機関が指定する社会福祉法人又は NPO 法人等(当該法人内又は、関連法人に受け皿の確保が見込めること)
- ・指定の要件として、「調査支援委員会」の運営ができること、又は、それを連携可能な団体に委託できること。



実施：長崎

開所：2013年9月25日(水) ながさき看護センターにて立ち上げ式を開催

支援者総数：30名(9月1日～3月11日現在)

4月～8月に長崎県地域生活定着支援センターが支援していた被疑者・被告人と合わせると40名

成果・課題等：地域生活定着支援センターの本来業務である「出口支援」への影響という課題を解消する事が出来た。また、地域生活定着支援センター内に「司法福祉支援センター」スタッフが常駐していたことで、フォローアップ中の再犯ケースで、情報の引き継ぎがスムーズとなった。

司法サイドにおける罪に問われた障がい者への福祉的支援の必要性が高まり、「司法福祉支援センター」への依頼が加速、実刑確定であるが、受刑後特別調整に乗せたいので支援をしてほしいという依頼が8件あった反面、福祉・行政の理解・制度設計がまだ不十分であり、拘置所内での療育手帳の取得がスムーズにいかず苦慮する場面が多かった。在宅捜査中の事件の多くが、既に事件発生・逮捕から数ヶ月の時間が経過しており、「司法福祉支援センター」が相談を受け、介入しようとした時には「本人が家にいない(所在不明)」「本人が会おうとしない」等の二次的な問題が発生していることで、介入が困難を極めた。

## 2.

「判定委員会」(2010年7月～2011年8月) → 「障がい者審査委員会」(2012年6月～2013年3月)  
→ 「調査支援委員会」(2013年8月～)

**事務局** 「司法福祉支援センター」(入口支援)又は社会福祉法人等 (実態調査、情報収集)

**目的** 刑事司法手続きの中に福祉的観点からの客観的・専門的な意見を取り入れること。  
(更生支援・矯正プログラム・特別調整・仮出所 等)

**役割** 事務局が集めた情報に基づき、罪を犯した背景となった障がい特性や生育歴等を精査し、福祉による更生支援の可能性はもとより、地域生活(社会内処遇等)及び矯正施設での処遇においても参考となるような福祉的助言を行う。

**検討事項** 調査支援委員会は、次に掲げる事項を精査する。  
(1) 犯罪に至った(罪に問われた)背景・要因の精査  
Ⅰ. 障がいの程度・障がいの特性・医療状況 等  
Ⅱ. 生育歴・家庭環境・生活環境 等  
(2) 福祉による更生支援の必要性・妥当性の精査  
(3) 福祉による更生支援にあたっての留意点(配慮すべき点等)

**構成員** ① 精神科医 ② 更生相談所・児童相談所 心理判定士 ③ 社会福祉士・精神保健福祉士  
④ 有識者(学識者) ⑤ 障がい者相談支援専門員 ⑥ 臨床心理士・作業療法士

- 福祉的観点から「客観的・専門的な意見」を取り入れることで、障がい特性等に配慮した処分や量刑判断又は個別性を重視した施設内処遇(矯正施設)も可能になる。
- 本人の障がい特性などに合った適切な福祉的更生支援を受けることで、早い段階での効果的な社会復帰・再犯防止につながり、ひいては、社会の中で安心して暮らせる「居場所」を得ることもつながる。

実施：宮城・和歌山・滋賀・島根・長崎

実施状況：宮 城：11月29日 第1回 調査支援委員会  
1月31日 第2回 調査支援委員会  
和歌山：10月23日 第1回 調査支援委員会  
1月28日 第2回 調査支援委員会  
2月24日 第3回 調査支援委員会  
3月17日 第4回 調査支援委員会  
滋 賀：11月22日 第1回 調査支援委員会  
12月16日 第2回 調査支援委員会  
2月21日 まとめ会議  
島 根：11月16日 第1回 調査支援委員会  
12月25日 第2回 調査支援委員会  
2月14日 第3回 調査支援委員会 (2ケース)  
長 崎：9月13日 第1回 調査支援委員会  
12月25日 第2回 調査支援委員会  
3月10日 意見交換会

成果・課題等：宮 城：宮城県の場合、「入口支援」「出口支援」を別事業所で事業展開しているため、連携が難しい。  
今年度は2事案であったが(2か月に1件の割合)、月に2件ペースで消化するとなると大変な仕事量になると思われる。また、仙台弁護士会と協働して「チーム仙台」を組織し、弁護士会で福祉へつないだ方のフォローアップを実施し

たことから、時間・労力のかかる委員会よりも、フットワークの軽い「司法福祉支援センター」機能が重要であると感じた。

事務局で支援結果を取りまとめるので、ある程度の「福祉的な力量」を問われ、人選も重要になる。

和歌山：地域生活定着支援センターの職員が役割分担をして取り組んだが、調査支援委員会開始以降、弁護士からの相談件数が倍増した。これからも増加が予想される中、今の体制では限界を感じた。

委員会の日程を固定して実施したことで、依頼の時期のよっては調査期間が短くなってしまった。

高齢者の方については、情報源が少ないため情報が得られにくい。障がいの方の手帳等の申請や知能検査等が行えない。

滋賀：「事業検証委員会」を立ち上げ、ケースについて検証を行った。

委員会開催にあたって、検察庁を通じて少年鑑別所へ心理検査を依頼。委員会以外で弁護士から相談があったケースにおいても、検察庁へ相談し心理検査を実施する事が出来た。

本人の同意が得られたところから情報収集ができない点で困った。

島根：支援対象者から、「調査支援委員会が自分の味方なのだという事が釈放されて初めて分かった」という言葉があり、本人への説明・理解を得ることは難しいことだと感じた。

委員が支援対象者と面会をしたり、証人として動くといったケースがあったが、そのような点について委員の役割を明確にしていなかったため、今後整理する必要がある。

長崎：調査支援委員会を開催した2ケースとも、調査結果報告書が証拠として使用されない結果となり（証拠採用されず／証拠申請されず）、委員・事務局担当職員は落胆した。しかし、中立・公平な視点で対象者の障がい特性や現状を検討すれば、本人にとって不利益となり得る意見が出ることはあり得る。依頼者が弁護士であれば対象者の不利益となる物を証拠として申請しないのは当然である。「調査結果報告書」が刑事裁判において活用されるためには、調査支援委員会の審査が刑事裁判における「鑑定」と同様の位置づけとされる必要がある。そのためには、裁判所からの、命令によって調査支援委員会を開催する、という仕組みを目指していかなければならない。

全実施地において、法務省・検察庁・弁護士会等との事前協議会を開催。また、それぞれ実働に向けて委員・弁護士等との説明会を開催したことでスムーズな運営へとつながった。

「調査支援委員会」の役割として、①（福祉）鑑定、②福祉の受け皿の調整・提示の2つが想定され、②の受け皿の調整は「司法福祉支援センター」等が担い、鑑定機能を「調査支援委員会」が果たすという役割分担が望まれる。

意見書を裁判だけでなく、矯正施設での処遇や仮出所の判断、出所後の支援にも参考とされるような仕組みが必要。

※調査支援委員会の意見書が参考とされることが望まれる場面

- ・警察・検察…各種処分の判断
- ・裁判…量刑の判断
- ・矯正施設…分類時の参考、処遇上の配慮、仮出所時期の判断
- ・出所後…個別支援計画作成時の参考、福祉施設での支援の参考

### 3-①.

## 罪に問われた高齢・障がい者等の更生支援を行う 「社会内訓練事業」

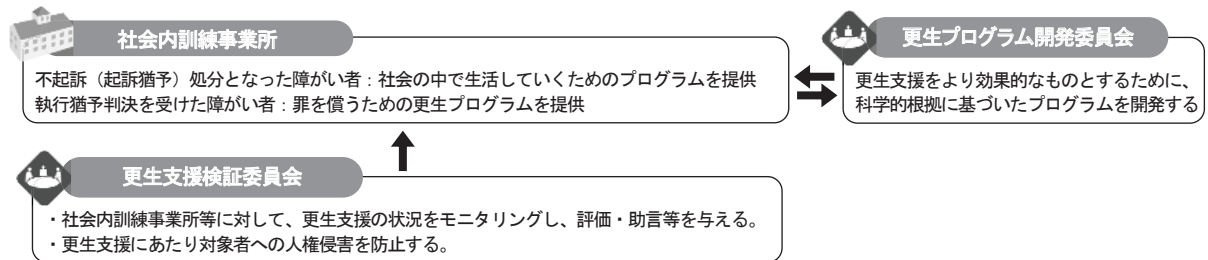
**目的** 「被疑者・被告人」・執行猶予となった障がい者等を対象に、障がい特性と状態に合わせた効果的な更生支援を提供する。

**役割**

- ① 不起訴（起訴猶予）処分となった罪に問われた障がい者等に対して、社会の中で生活していくためのプログラム（支援）を提供する。
- ② 執行猶予判決を受けた障がい者等に対して、社会の中で生活していくためのプログラム（支援）および、罪を償うための更生プログラムを提供する。

**要件** 「社会内訓練事業」として更生支援を行う事業所は、以下の2つを行うことが必要となる。

- ① 障がいの特性・対象者の状態に合わせた更生プログラムを提供すること
- ② 「更生支援検証委員会」による検証を実施すること



- 「社会内訓練」の対象者には、「罪に問われた」障がい者と「罪を犯した」障がい者が含まれる。両者はその性質を異にするため、必要な支援が異なる。したがって、それぞれに応じたプログラムが必要となる。
- 障がい特性や罪を起こすに至った背景は人によって様々であるため、「社会内訓練」を行うにあたっては、個別の支援を基本としなければならない。
- 中立・公正な「更生支援検証委員会」による検証を行うことで、「社会内訓練事業」の信頼を高めることができる。

実施：長崎

支援状況：2013 年度新規受け入れ者 9 名。（「GH・CH群さつき」は 2 名）うち、長崎司法福祉支援センターからつないだ人は 5 名。

成果・課題：新たにできた少年鑑別所とのつながりにより、様々な場面で協力を得ることが可能となった。

来年度は、相互研修等により、職員の専門性向上と、科学的根拠に基づいたアセスメントを受けることで、より利用者個々人に応じた支援につながるが見込まれる。

### 3-②. 「社会内訓練事業」に対する「更生支援検証委員会」

事務局 行政機関(児童相談所、更生相談所等)に設置検討

目的 ・「被疑者・被告人」・執行猶予者等を対象に更生支援を実施する社会内訓練事業所等に対して、更生支援の状況をモニタリングし、評価・助言等を与える。  
・更生支援にあたり対象者への人権侵害を防止する。

役割 ① 更生支援実施後の対象者の改善・更生・変化状況の分析(測定)と検証  
② ①の状況を踏まえての更生支援の内容に対する評価・助言・指導  
③ 改善・更生・変化の度合いを検証し、更生に向けた特別な指導・教育等の支援を提供する福祉事業所については、社会復帰(地域移行)の可能性、時期を権利擁護の視点から福祉事業所と協議する

検証方法 ・委員は対象者1人に対し3人(心理、ケースワーク)1組となり、以下の手順により初期面接・モニタリングを実施する  
① フェイスシート、心理技官等による心理検査結果、及び福祉事業所が作成する更生支援計画を踏まえた、福祉事業所からの日常の更生支援状況等の聞き取り  
② 委員による対象者面接  
③ ①②を踏まえ「更生状況」と「更生支援」に対する福祉事業所とのケース会議の実施  
・対象者及び更生支援について困難等が生じた場合は、「更生支援検証委員会(拡大ケース会議)」を実施する

構成員 ① 更生相談所・児童相談所 職員 ② 社会福祉士・精神保健福祉士  
② 臨床心理士・作業療法士 ④ 相談支援専門員 ⑤ 学識者・有識者 ⑥ 心理技官等

- 「被疑者・被告人」・執行猶予者等への更生支援においては、本人が望まない支援やプライバシーと密接に関する性教育等が必要になる場合もある。また、福祉事業所で更生支援を行う場合、刑期が定まっている刑務所と異なり、無期限の入所になるおそれがある。これらを防ぐために、人権擁護の観点から更生状態を専門的に測定・検証し、地域移行を見極める機関が必要となる。
- 効果的な更生支援となるように評価・助言・指導を行うことで、不起訴処分、起訴猶予処分の根拠となった更生支援計画が適切に施行されていることが担保できる。
- 更生支援を実施する事業所においては、第三者による助言・指導を受けることで、更生支援にあたっての不安を軽減できる。
- 中立・公正な立場からの検証を行うことで、不適切な支援による人権侵害を防ぎ、「社会内訓練事業」の信頼を高める。

実施：長崎

支援状況：3名に対して実施。うち2013年度新規対象者は1名。

第1班(A氏)：9月27日 第3回面談

12月4日 第4回面談

第2班(D氏・J氏(新規))：

11月5日 D氏第3回・J氏初期面談

1月30日 D氏第4回・J氏第2回面談

3月6日 まとめ会議

成果・課題等：新しく委員として長崎少年鑑別所に入っていたことで、昨年度は未実施だった心理検査を実施する事が出来た。心理検査の実施、鑑別所との面談により、これまでは出ていなかった思いや、内面が見られるようになった。

反省として、検討会議での意見を十分に個別の支援プログラムとして実施できなかった。今後は、鑑別所の活用や事業所・法人として面談員を設けるなどにより、より多くの利用者へ面談・支援が実施できるよう検討する。また、移行を見据え、移行予定地域の相談支援事業所等、多機関を巻き込んだの拡大ケース会議としての実施を期待。

地域移行支援の対象として刑務所からの出所者等が盛り込まれるが、相談支援事業所はサービス等利用計画の作成が急がれており、地域移行支援を積極的に実施することは難しい状況である。

調整にあたっては、相談支援事業所・受け入れ事業所の協力のみで進めることはできず、支給決定・援護の実施主体である市町村の理解、さらには地域住民への説明・理解が必要不可欠である。

### 3-③. 専門家との連携による「更生プログラム開発委員会」

#### 目 的

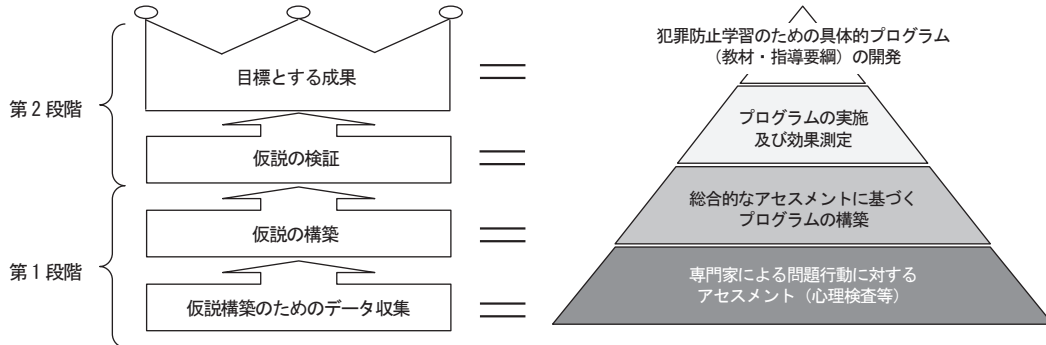
福祉による更生支援が適当であると判断された障がいのある「被疑者・被告人」・執行猶予者等に対する更生支援をより効果的なものとするために、科学的根拠に基づいたプログラムを開発する。

#### 役 割

- ① 多種多様なアセスメントツールを用いて絡まりあった犯罪要因を解きほぐす。
- ② アセスメントを基に科学的データに基づいた更生プログラムの開発を行う。
- ③ 更生プログラムを実施していくために、必要な専門職やその他職員等を明らかにする。

#### 構 成 員

- ① アセスメントの実施が可能な専門家
- ② プログラムの実施及び測定、並びにプログラムの作成が可能な専門家
- ③ アセスメント実施事業所の職員
- ④ その他、プログラム開発に必要なと思われる者



- ➡ ● 障がいのある人が罪を犯すに至る（罪を繰り返す）背景には障がい特性や成育歴等様々な要因が複雑に絡まり合っている。そのような絡まりあった様々な要因は一義的なアセスメントでは解明することができず、いかに多くのアセスメントツールを持つかが鍵になる。
- 現在は、一部の福祉事業所が試行錯誤で支援を行っている状況であるが、一定の更生プログラムを開発することにより、より多くの事業所が罪に問われた障がい者の支援を行うことが可能になり、受け皿拡大につながる。

#### 実施：長崎

実施状況：現在発行している「地域で安全に暮らしていくために」の手引き書を作成し、「トレーニングセンターあいりん」を利用している、罪に問われた障がい者のみではなく、広く犯罪防止の学習につながる支援を行う事ができるようにすることを第1段階の目標とする。

手引き書作成にあたっては、専門家等との連携を行うこととし、その土台となるものを、「トレーニングセンターあいりん」の犯罪防止学習担当職員2名と研究・広報係の職員2名で作成中である。作成した手引きに基づいて学習の時間を持ち、フィードバックしながら組み立てている。

同時に、プログラム（学習）を受けたことによる変化を図り、効果を科学的に検証するため、長崎少年鑑別所の協力の下、5名について心理検査を実施。

また、「地域で安全に暮らしていくために」を実際に使用している企業を訪問し、活用方法についてのヒアリングを行った。

成果・課題等：更生支援検証委員会でのつながりから、検証委員会対象者以外のあいりん利用者についても長崎少年鑑別所での心理検査が可能になった。この心理検査については、「専門支援依頼」というかたちで実施するようにしているため、今後も継続的な実施が可能。手引き書の作成については、実際に学習を行った上でのフィードバックが重要であるため、今後も継続的に取り組む。また、「地域で安全に暮らしていくために」を使用している企業で学習の試行を行う。

## 4.

### 罪を犯した（問われた）高齢・障がい者等への支援を行う 「福祉的支援協力事業所協議会」

#### 事務局

福祉的支援協力事業所協議会（都道府県社会福祉協議会等へ設置検討）

#### 目的

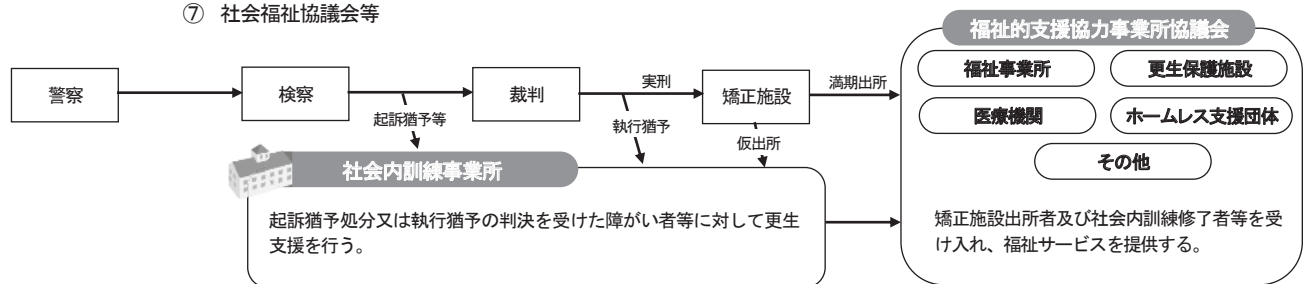
罪を犯した（問われた）高齢・障がい者の支援強化のために、対象者を受け入れ、支援を提供した司法・医療・福祉等の事業所で協議会を構成する。

#### 役割

- ① 受け入れ促進に向けての啓発・発信
- ② 福祉的支援（支援プログラム等）のあり方等に関する勉強会・研修会の開催
- ③ 相談支援専門員及び介護支援専門員等との連携支援（フォローアップ）のあり方等に関する協議
- ④ 課題検討（個人事例、国・県・地域生活定着支援センターへの要望・提案等）
- ⑤ その他

#### 構成組織

- ① 福祉事業所（障がい者施設、高齢者施設、保護施設）
- ② 更生保護施設・自立準備ホーム
- ③ ホームレス支援団体
- ④ 医療機関（病院等）
- ⑤ その他、福祉的支援を要する矯正施設退所者等を受け入れている機関及び団体
- ⑥ 相談支援専門員協会等
- ⑦ 社会福祉協議会等



実施：滋賀・長崎・（宮城・和歌山・島根）

実施状況：和歌山：2月19日（木）第1回 福祉的支援協力事業所協議会

滋賀：9月20日（金）県社協との立ち上げ協議

5回シリーズでの研修会を開催

参加者200名（延べ人数）

島根：2月27日（木）第1回 罪を犯した人に対する利用支援協力事業所連絡会議

長崎：9月25日（水）第3回 福祉的支援協力事業所協議会

12月7日（土）福祉的支援協力事業所 専門研修会を開催

参加者100名（スタッフ含む）

3月8日（土）第4回 福祉的支援協力事業所協議会

成果・課題等：研究事業新規参加各県は「調査支援委員会」の立ち上げを先行させたが、和歌山・島根でも、それぞれ2月立ち上げることが出来た。昨年度から実施している滋賀・長崎はそれぞれ受け入れ拡大に向けた研修会を開催。

長崎：研究事業終了後も継続し、将来的にはNPO等として独立することを目指し、それに向けて、案内や封筒を作成する際は「福祉的支援協力事業所協議会」の名前を前面に押し出し、独立性を強調するよう試みている。

研修会参加者は過半数が非会員の団体からの参加であったが、研修会以降の入会申込はあっていないため、更なる広報・啓発が必要である。

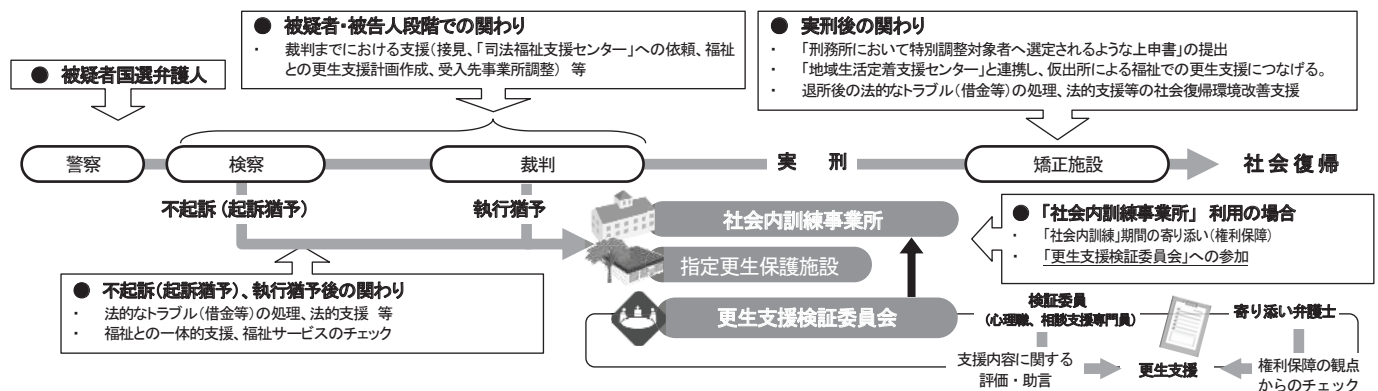
## 5.

### 逮捕から社会復帰まで継続して関わる「寄り添い弁護士」

**目的** 弁護士が「逮捕」から「社会復帰」の段階まで切れ目なく関わることで、円滑な社会復帰を目指す

**役割**

- ① 矯正施設収容中の対象者に定期的に面会するなどして、施設内で行われている処遇が適切か、本人が困難な状況に陥っていないかを確認し、問題があればその改善に向けて法的なアドバイスを行う。
- ② 福祉的支援の必要な対象者について、できるだけ早期の仮出所が可能になるように、入所時に施設に対して対象者についての引継ぎを行い、受刑後には、仮出所の条件を整え、上申書を提出する。
- ③ 国選弁護人が選任されない期間に、面会・面談等を通じて必要な説明や手続き等を行う。
- ④ ケース会議への出席等を通して福祉機関と連携し、円滑な社会復帰を妨げる法的問題（多重債務の整理、法的後見人の設定、生活保護申請同行 等）を解決する。
- ⑤ 「被疑者・被告人」・執行猶予者等が受ける「更生支援プログラム」に対し、「権利保障」の観点からチェック・助言を行う（「更生支援検証委員会」への出席）
- ⑥ 福祉的支援が必要な対象者を担当している弁護士に対して様々なアドバイスを行う。



実施：神奈川・東京（2名）・大阪・長崎（2名）

実施状況：神奈川（川島 志保弁護士）

東京（浦崎 寛泰弁護士・馬場 望弁護士）：2名

大阪（辻川 圭乃弁護士）：10名

長崎（伊藤 岳弁護士・黒岩 英一弁護士）：5名

**成果・課題等：**長崎では、弁護士会での説明を行ったため、国選弁護人から司法福祉支援センターに依頼が来ており、センターの支援と一体的な活動を行うことができています。国選弁護人との連携は、今後の必要性が高い一方、制度化のためには活動の評価方法等の工夫が必要である。

東京及び大阪では、施設入所中の対象者に対して、地域生活定着支援センターとの連携や、精神医療センターでのケース会議への出席などを行っており、これまで弁護士がかかわることが困難であった場面での実践を行うことができています。刑事施設は弁護士が関与することを避けたがため、誤解をうまない制度設計と趣旨説明が必要である。

東京・神奈川・大阪の弁護士からの聞き取り等から、弁護士を主体とする制度設計に際しては、弁護士が独立した存在として専門的な職責を担っていることへの理解と配慮が不可欠であると考えている。また、弁護士の専門性をどう活かすのかを具体的に打ち出すことと過度の介入を防ぐ仕組みを工夫する必要がある。